

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（概要版）

1 福祉サービス事業者情報

（１）事業者概要

事業所名称： (施設名) 広崎の杜保育園		種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 坂田 るみ子		開設年月日： 令和6年4月1日
設置主体： 社会福祉法人ゆたか福祉会 経営主体： 広崎の杜保育園		定員： 100 名 (利用人数) 100 名
所在地： 上益城郡益城町広崎978-6		
連絡先電話番号： 096-288-6204		FAX番号： 096-288-6205
ホームページアドレス		

（２）基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
保育所の運営	入園式 親子遠足 保育参観 運動会 発表会 誕生日会（毎月）芋掘り 卒園児お出掛け 消防署見学
居室概要	居室以外の施設設備の概要
0歳児クラス～5歳児クラス（6クラス） 多目的ホール 子育て支援室 給食室 事務室 倉庫等	園庭 保護者駐車場

2 施設・事業所の特徴的な取組

・子どもの主体性を育む遊び中心の保育 ・自然に親しむ散歩等 ・栽培を通した食育 季節の体験 ・体を動かす楽しさを味わう体操教室 ・表現する楽しさを育むヒップホップダンス ・豊かな感性を育む絵本の読み聞かせ ・伸び伸びと遊び自然に触れる事ができる園庭環境
--

3 評価結果総評

◆特に評価の高い点

1. 小規模保育所時代の「良さ」を活かした保育活動の取組

本園は、平成 28 年小規模保育所（定員 18）として開設された広崎第二保育園が、令和 6 年 4 月に認可保育園（定員 80）として再スタートした園です。小規模保育所は、平成 27 年子ども子育て支援法の施行により「地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育の提供」を目的に生まれた定員 19 人以下の保育所です。その「良さ」は「家庭環境に近い環境の中で愛着関係の重視」、「一人ひとりの子どもの生活リズムの尊重」、「保護者の子育てに伴走し、悩みを抱えている子どもや保護者に寄り添うスタンス」などが指摘されています。

本園は、保育理念として「心身ともに健全な児童を育成し、生きる力を育むことを目的とする。」とうたい、小規模保育園の頃に保護者に好評だった、リズム感・表現力・積極性を育む「体操・ダンス」を保育活動に取り入れています。「お友達と一緒に音楽に合わせて体をめいっぱい動かしたり、表現したりすることで、協調性や豊かな表現力を身に付けていきます。」という意図からです。また、「『遊び』を中心とした保育」、「絵本の読み聞かせ」、「食育」など多様な保育活動に取り組んでいます。「子どもたちが興味を示すことや夢中になれることを大切にして、その興味や関心を引き出すきっかけを与えられるような保育の提供を心がけています。園での日常生活のなかで多様な刺激や体験を与え、好奇心や探求心を高めていくことで、豊かな感性や想像力が育まれる土台づくりになります。」という保育観に基づく取組です。

◆改善を求められる点

1. 計画策定や見直しに関わる職員の参画の充実

本園は、受審時点で小規模保育園から認可保育園に移行して約 2 年です。「小規模からの移行でそれまでと全く変わって、最初は戸惑いがあった。」という園長の感想はよく理解できます。そうした短期間で、かつ忙しい事情の中で、「中・長期計画」や各種マニュアル等の整備は進められています。その理由として、設置法人や同一法人が運営する広崎保育園が策定された計画等を活用し、園長・主任の責務で進めてきたことがあげられます。したがって、「a 評価」とされる本園独自の特徴ある取組も少ないですが、「c 評価」とされる特に改善が必要な不適格な事項はありません。特に共通評価基準分野で、「b 評価」が多いのはこうした理由からです。そうした中で、今後改善が求められる事項は、事業計画等策定過程への職員の参画です。聞き取りでは、園長が作成し主任が確認するという現状ですが、福祉サービス第三者評価制度の趣旨からは、今後一般職員を参画させる仕組み作りが求められます。また、園のマネジメントに関わる専門委員会等の設置による、職員のみならず保護者等の多様な意見や要望の反映・集約・意思決定機能の充実も重要な改善事項となると思われます。こうした組織的な取組によって、人口増の進む本町にあって「こどもまんなか社会」の実現に向けた地域の重要な福祉資源、「選ばれる保育園」として、その役割はますます大きいものになるものと期待されます。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント（４００字以内）

今回、第三者評価を受けた事で、これまでの保育や園の取組みについて客観的に振り返る貴重な機会となりました。評価を通して日々の保育の中で大切にしている事を改めて確認するとともに、園独自の特徴ある取組みをさらに充実させていく事が今後の課題であると感じました。

今後は、子どもたち一人ひとりの思いや興味を大切にし、子どもたちが主体的に遊びや生活に関わる事ができる環境づくりを職員間で考えていきたいと思います。また子どもたちが「楽しい」と感じながら、安心して安全に過ごす事のできる園づくりを大切にし、日々の保育を積み重ねていく中で本園ならではの特色ある取組みにつなげていきたいと思います。

今回いただいた評価や、ご意見を職員間で共有し今後の保育の質の向上に生かしていきたいと思います。

貴重なご意見と、保育を見つめ直す機会をいただき心より感謝申し上げます。

(別記)

(公表様式1)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

【保育所版】

◎ 評価機関

名 称	N P O 法人 九州評価機構
所 在 地	熊本市中央区神水2丁目5番22号
評価実施期間	R7年12月11日～R8年8月27日
評価調査者番号	① 1 2 - 0 0 4
	② 1 3 - 0 0 2
	③ 1 8 - 0 0 2
	④ 2 3 - 0 1 1

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 広崎の杜保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 坂田 るみ子	開設年月日： 令和6年4月1日
設置主体： 社会福祉法人ゆたか福祉会 経営主体： 広崎の杜保育園	定員： 1 0 0 名 (利用人数) 1 0 0 名
所在地： 上益城郡益城町広崎978-6	
連絡先電話番号： 096-288-6204	F A X 番号： 096-288-6205
ホームページアドレス	

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事				
保育所の運営	入園式 親子遠足 保育参観 運動会 発表会 誕生日会（毎月）芋掘り 卒園児お出掛け 消防署見学				
居室概要	居室以外の施設設備の概要				
0歳児クラス～5歳児クラス（6クラス） 多目的ホール 子育て支援室 給食室 事務室 倉庫等	園庭 保護者駐車場				
職員の配置					
職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
園長	1		保育士	1 1	9
事務長	1		栄養士	1	
主任保育士	1		調理師	1	1
副主任保育士	1		子育て支援員	1	2
保育士	6	9	看護師		1

栄養士	1					
調理師 調理員	1	2				
看護師		1				
子育て支援員		2				
合 計	1 2	1 4	合 計	1 4	1 3	

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 理念・基本方針

【理念】

心身ともに健全なる児童を育成し生きる力を育む事を目的とする。

【保育方針】

- ① 豊かな心、丈夫な身体を育てる。
- ② 日常生活に必要な生活習慣や態度を養う。
- ③ 絵本の読み聞かせ等を通して感性豊かで思いやりや感謝の気持ちが持てる子どもに育てる。
- ④ 体操教室を通して意欲を持って取り組める子ども、頑張れるたくましい子どもを育てる。

3 施設・事業所の特徴的な取組

- ・子どもの主体性を育む遊び中心の保育
- ・自然に親しむ散歩等
- ・栽培を通した食育 季節の体験
- ・体を動かす楽しさを味わう体操教室
- ・表現する楽しさを育むヒップホップダンス
- ・豊かな感性を育む絵本の読み聞かせ
- ・伸び伸びと遊び自然に触れる事ができる園庭環境

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年12月11日（契約日） ～ 令和8年8月27日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0 回（平成・令和 年度）

5 評価結果総評

◆特に評価の高い点

1. 小規模保育所時代の「良さ」を活かした保育活動の取組

本園は、平成28年小規模保育所（定員18）として開設された広崎第二保育園が、令和6年4月に認可保育園（定員80）として再スタートした園です。小規模保育所は、平成27年子ども子育て支援法の施行により「地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育の提供」を目的に生まれた定員19人以下の保育所です。その「良さ」は「家庭環境に近い環境の中で愛着関係の重視」、「一人ひとりの子どもの生活リズムの尊重」、「保護者の子育てに伴走し、悩みを抱えている子どもや保護者に寄り添うスタンス」などが指摘されています。

本園は、保育理念として「心身ともに健全な児童を育成し、生きる力を育むことを目的とする。」とうたい、小規模保育園の頃に保護者に好評だった、リズム感・表現力・積極性を育む「体操・ダンス」を保育活動に取り入れています。「お友達と一緒に音楽に合わせて体をめいっぱい動かしたり、表現したりすることで、協調性や豊かな表現力を身に付けていきます。」という意図からです。また、「『遊び』を中心とした保育」、「絵本の読み聞かせ」、「食育」など多様な保育活動に取り組んでいます。「子どもたちが興味を示すことや夢中になれることを大切にして、その興味や関心を引き出すきっかけを与えられるような保育の提供を心がけています。園での日常生活のなかで多様な刺激や体験を与え、好奇心や探求心を高めていくことで、豊かな感性や想像力が育まれる土台づくりになります。」という保育観に基づく取組です。

◆改善を求められる点

1. 計画策定や見直しに関わる職員の参画の充実

本園は、受審時点で小規模保育園から認可保育園に移行して約2年です。「小規模からの移行でそれまでと全く変わって、最初は戸惑いがあった。」という園長の感想はよく理解できます。そうした短期間で、かつ忙しい事情の中で、「中・長期計画」や各種マニュアル等の整備は進められています。その理由として、設置法人や同一法人が運営する広崎保育園が策定された計画等を活用し、園長・主任の責務で進めてきたことがあげられます。したがって、「a評価」とされる本園独自の特徴ある取組も少ないですが、「c評価」とされる特に改善が必要な不適格な事項はありません。特に共通評価基準分野で、「b評価」が多いのはこうした理由からです。そうした中で、今後改善が求められてくる事項は、事業計画等策定過程への職員の参画です。聞き取りでは、園長が作成し主任が確認するという現状ですが、福祉サービス第三者評価制度の趣旨からは、今後一般職員を参画させる仕組み作りが求められます。また、園のマネジメントに関わる専門委員会等の設置による、職員のみならず保護者等の多様な意見や要望の反映・集約・意思決定機能の充実も重要な改善事項となると思われます。こうした組織的な取組によって、人口増の進む本町にあって「こどもまんなか社会」の実現に向けた地域の重要な福祉資源、「選ばれる保育園」として、その役割はますます大きいものになるものと期待されます。

6 第三者評価結果に対する事業者のコメント（４００字以内）

今回、第三者評価を受けた事で、これまでの保育や園の取組みについて客観的に振り返る貴重な機会となりました。評価を通して日々の保育の中で大切にしている事を改めて確認するとともに、園独自の特徴ある取組みをさらに充実させていく事が今後の課題であると感じました。

今後は、子どもたち一人ひとりの思いや興味を大切にし、子どもたちが主体的に遊びや生活に関わる事ができる環境づくりを職員間で考えていきたいと思います。また子どもたちが「楽しい」と感じながら、安心して安全に過ごす事のできる園づくりを大切にし、日々の保育を積み重ねていく中で本園ならではの特色ある取組みにつなげていきたいと思います。

今回いただいた評価や、ご意見を職員間で共有し今後の保育の質の向上に生かしていきたいと思います。

貴重なご意見と、保育を見つめ直す機会をいただき心より感謝申し上げます。

7 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

（参考） 利用者調査の手法等

調査の手法	対 象 者	対 象 数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利 用 者 本 人	3 1	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利 用 者 本 人		
	家族・保護者		
観 察 調 査	利 用 者 本 人		

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
＜コメント＞ 保育理念、保育方針などは、ホームページや事業計画などに記載されています。「保育理念は、『心身ともに健全なる児童を育成し生きる力を育む』を基本理念とし0歳から就学前までの子ども達の成長と発達を見据えた保育を提供し、次代を担う子ども達に遊びを通した豊かな体験の中で、心豊かにたくましく生きる力を育てていくことを目的とする。」と明文化されています。 令和6年に、それまでの0歳から2歳までを対象とした小規模保育所から、0歳から就学前までを対象とする認可保育所に移行したことから、両者の違いを踏まえた保育理念や基本方針について、会議や研修会での十分な説明を行い、職員へより一層の理解を深める取組が期待されます。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ b ・c
＜コメント＞ 地域（郡・町単位）の園長会にも参加し、児童福祉事業全体の動向や地域の福祉の把握に努められています。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a ・b・c
＜コメント＞ 経営課題について、「社会福祉法人ゆたか福祉会 ③中・長期計画（2023年～2026年）」に、「1 園の安定運営の確立。(1)保育計画に沿った保育の実施 (2)施設整備 (3)ICT化の定着からDXの推進をしていく。 2 経営基盤の確立 3 人材確保・定着・育成 (1)職員の育成 (2)職員の確保 (3)職員の定着 4 地域貢献 5 災害対策 6 事業所における施設整備など 7 その他」という構成で記載されており、それぞれに具体的な課題と対策が策定され、取組まれています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 「社会福祉法人ゆたか福祉会 中・長期計画（2023 年～2026 年）」が策定され、「1 園の安定運営の確立。(1)保育計画に沿った保育の実施 (2)施設整備 (3)ICT 化の定着から DX の推進をしていく。2 経営基盤の確立 3 人材確保・定着・育成 (1)職員の育成(2)職員の確保 (3)職員の定着 4 地域貢献 5 災害対策 6 事業所における施設整備など 7 その他」が明記されており、それに基づき具体的な課題と対策に取り組まれています。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 「(単年度の) 事業計画」には、「(1)家庭との連携、(2)職員の資質向上、(3)給食に対する取組、(4)保健衛生管理、(5)安全 防災管理、(6)地域社会との連携」が明記されています。 今後は、「(単年度の) 事業計画」の中に、数値目標や具体的な成果などを設定することなどにより、計画の実施状況の評価が行える内容となることが期待されます。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<コメント> 「(単年度の) 事業計画」は、「(1)家庭との連携、(2)職員の資質向上、(3)給食に対する取組、(4)保健衛生管理、(5)安全 防災管理、(6)地域社会との連携」で構成されています。事業計画は、前年度の事業計画をベースに、園長が策定し、主任が確認して策定されています。 今後は、「(単年度の) 事業計画」の中に、数値目標や具体的な成果などを設定することなどにより、PDCAサイクルを踏まえた計画の実施状況の評価が行える内容となることが期待されます。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<コメント> 保護者等に対しては、事業計画の主な内容についてスマートフォンの連絡用アプリや周知のための文章を作成して事業所内に掲示や配布するなど、周知に努められていることがうかがえました。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<コメント> 保育の質の向上に向けた組織的な取組として、職員会議、園内研修を実施されています。調査時点では、主任・副主任はフリーとしていることから、昼の時間帯は余裕を持って対応することができることがうかがえました。クラスの困りごとなどの話し合いには、主任や副主任が入り、組織的な対応をするように努められています。		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<コメント> 職員会議で、認可保育園として開園して2年を通して保育活動全般に関する気づき、試食会感想、運動会感想などを話し合い、改善に努められています。 今後は、例えば法人が作成したステップアップシートや自己評価チェックシートなどの自己評価を実施されるなど、より一層の課題の明確化に向けた組織的な態勢が期待されます。		

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<コメント> 園長は自らの役割と責任について、事業計画の職務分掌表に園長の役割と責任について明文化されています。普段の業務や職員会議などで、自らの保育所の運営に関する方針や考え方などを伝えるように努められています。 今後は、有事（災害、事故等）における園長の役割について、不在時の権限委任などを明確化されることが期待されます。		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ b ・c
<コメント> 園長は研修、勉強会、地域（郡・町単位）の園長会などに参加し、遵守すべき法令等について理解を深めるように努められています。職員に対して、職員会議などを通じて、遵守すべき法令等を周知するように努められています。		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<コメント> 保育の質の向上について、③中長期計画の中に「(1) 保育計画に則った保育の実施」を明記、さらに「職員間で保育レベルのばらつきの無いよう、園内研修や会議を通じ共有を図る。年度ごとの課題を抽出し、修正を行い、次年度の計画作成につなげる。」と記載し、取組まれています。園長は、「子ども達も先生達も笑って、楽しくやってもらえたらいいな」という思いから、「何かあったら園長・主任・副主任に話して欲しい」と伝えられています。		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<コメント> 法人として、「中・長期計画」の中に、経営の改善や業務の実効性について、「業務の効率化、残業削減、働きやすい職場を目指し、ICT 化を推進し、業務負担の軽減を図っていく。」と明記されて、取組まれています。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 「中・長期計画」の中に、「職員の定着率を上げるため、『働きやすさ』と『働き甲斐』の環境を整える。」とうたい、「人材確保・定着・育成」について具体的方針を明記し、取組まれています。法人として、福祉人材確保のために紹介制度を導入するように、採用活動に工夫をされています。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 理念・基本方針に基づき、②⑤「職員の心がけ10カ条」、②⑥「子どもとの関わり方6カ条」を策定されています。就業規則を策定し、人事基準は明確に定められ、職員に周知されています。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 園長が、働き方について職員と定期的に面談を実施されています。職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認されています。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 法人として、理念・基本方針に基づき、組織としての「期待する職員像」として、②⑤「職員の心がけ10カ条」、②⑥「子どもとの関わり方6カ条」を策定し、育成に努められています。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 園内研修では、障がい児保育・発達支援、防犯訓練、保護者についての研修等を実施されています。園内研修は2日に分け、全職員が受けるようにされています。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 園内研修には全員参加できますが、外部研修についても常勤職員は参加できることが確認できました。「社会福祉法人ゆたか福祉会 中・長期計画（2023年～2026年）」の中に、人材確保・定着・育成について、「職員の質の担保に向けキャリアパスと連動させた研修体系の構築など、人材育成の方法について検討する。」と明記されています。 今後は、園内研修のより一層の充実などが期待されます。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 実習生を迎えるにあたって、職員会議で「楽しい！ 保育士になりたい!」と思えるような保育・活動を計画する。常に笑顔で！ 暖かく迎え入れましょう。」と明記して取組まれています。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
＜コメント＞ ホームページに保育理念、保育方針、園での生活、年間行事、採用情報などについて情報公開されています。写真をふんだんに使って、生活や行事などの雰囲気がわかりやすく伝わるように工夫されています。採用情報には、職員の声も記載されています。ブログにも普段の活動や行事などを写真付きで公開されています。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞ 「経理規定」を策定し、それに基づいて対応されていることがうかがえました。会計ソフトを使用されています。必要に応じて、会計ソフト業者や社会保険労務士など外部の専門家によるアドバイスを受けることができるようにされています。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 地域との関わり方について基本的な考えは、「中・長期計画」の地域貢献や「(単年度の)事業計画」の地域社会との連携などの項目で具体的に明記されています。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
＜コメント＞ 中学校の職場体験事業(ナイストライ)の受入れなど学校教育への協力をされています。 今後は、ボランティア受入れについての基本姿勢やルールの明文化、登録手続き、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルの整備が期待されます。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
＜コメント＞ 町のこども未来課、保健師の巡回相談、療育機関など、関係機関・団体との連携に努めておられます。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞ 地域(郡・町単位)の園長会にも参加し、地域の福祉ニーズ等の把握に努められています。		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 地域の福祉ニーズに基づく活動として、今年度の園の発表会を文化会館で開催した際、それを見た方から「もう一回やってもらえないか？」という要望があり、開催にあたって「地域の方も見に来られませんか？」と園より案内をされたところ、地域の方が鑑賞に来園されました。参加された方がとても喜ばれたことから、来年度も本企画を継続される予定です。		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 子どもを尊重した保育に関する基本方針として、「子どもとの関わり方6カ条」を策定されています。職員会議で、主体性保育について未満児クラスと以上児クラスで話し合いが実施され、来年度については「主体性保育をする上で園のやり方を見つけていく」などが話し合われ、職員への理解を深めるように努められています。 今後は、子どもの尊重や基本的人権の配慮について、組織で勉強会や研修などを実施され、より一層の周知に努めることが期待されます。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 子どものプライバシー保護について、法人として例えば、「水遊び・プールマニユアル」を策定し、人目につかないよう目隠しのためフェンスにブルーシートをかけて紐で結ぶことや、年長児の着替えの際は男女を分けるなどに取組まれています。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	⑦ ・b・c
<コメント> ホームページに保育理念、保育方針、園での生活、年間行事、採用情報などについて情報公開されています。写真をふんだんに使って、生活や行事などの雰囲気わかりやすく伝わるように工夫されています。採用情報には、職員の声も記載されています。ブログにも普段の活動や行事などを写真付きで公開されています。見学などの希望にもきちんと対応されています。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 保育の開始にあたっては、入園時に個別に説明を行ったり、園のしおりに基づいて保護者説明会をされていることがうかがえました。保育の変更にあたり、保護者へはスマートフォンの連絡用アプリの「お知らせ」機能を使って周知に努められています。アプリの「お知らせ」機能により閲覧者は確認できることから、閲覧されていない方には園で周知に努められていることがうかがえました。 今後は、保護者が園のしおりの内容を確認した際には同意書を書いてもらうなど、保護者の同意を得たうえでその内容を書面で残す仕組み作りが期待されます。		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉔・c
<コメント> この園では、他園から本園に転入してきた子どもについての情報を受領し、保育の継続性に配慮されていますが、この園から他園への転出は現時点ではケースがないとのことでした。 今後は、将来の保育所などの変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めることが期待されます。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㉔・c
<コメント> 日々の保育の中で、子どもの満足を把握するように努められていることがうかがえました。保護者に対しては、スマートフォンの連絡用アプリを用いて、相談や意見などを記入してもらい、意見の把握と分析に努められていることがうかがえました。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㉔・c
<コメント> 苦情解決の体制については、「苦情受付窓口の設置について」の中に明記されています。保育のしおりに「相談苦情窓口」として記載され、周知が図られています。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・㉔・c
<コメント> 園のしおりに、主任が相談苦情受付担当者と明記されており、周知に努められています。園内に意見箱が設置され、スマートフォンの連絡用アプリを通じて保護者などが相談や意見を伝えることができる仕組みになっています。 第三者委員の記載が名前と役職だけのため、今後は、電話番号かメールアドレスなどを記載し、保護者などから第三者委員に直接連絡できるような仕組みへの改善の取組が期待されます。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㉔・c
<コメント> 保護者が職員に相談や意見を申し出た場合、職員はまずクラスで共有し、園長と主任にそのことを連絡し、組織として対応に努めていることがうかがえました。必要に応じて、会議などで情報と対応策の共有に努めていることがうかがえました。 今後は、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討などについて定めたマニュアル等の整備など、より一層の取組の工夫が期待されます。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉔・c
<コメント> 事故発生時の対応と安全確保についての手順として、「緊急対応マニュアル」、「園外活動時の安全マニュアル」などを策定されています。園で発生したヒヤリハットを記録し、再発防止のために、職員に周知、共有に努められていることがうかがえました。職員に対して、園内研修で防犯訓練の研修などを実施されています。 今後は、職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を実施されるなど、より一層の取組の工夫が期待されます。		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㉓・c
<コメント> 感染症の予防や発生時の対応についての手順として法人として「衛生管理マニュアル（保健と健康管理）」、「衛生管理マニュアル（給食室）」などを策定されています。感染症が発生した場合は保護者などへの周知に努め、家庭と協力して取組まれていることがうかがえました。 今後は、定期的に感染症の予防や安全確保に関する職員研修の開催など、より一層の取組が期待されます。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㉓・c
<コメント> 立地条件から災害の影響を把握し、火災、地震、不審者の対応については法人として「非常時マニュアル」を策定されています。災害安全訓練計画を策定し、毎月火災の避難訓練を実施、地震、水難、台風の避難訓練を実施されています。法人として食料や備品などの備蓄を管理されています。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・㉓・c
<コメント> 標準的な実施方法については、法人として、「危機管理マニュアル」、「衛生管理マニュアル」、「安全管理マニュアル」、「午睡マニュアル」、「水遊び・プールマニュアル」などのマニュアルを策定されています。 今後は、標準的な実施方法について、職員により一層の理解を深めるための取組の工夫が期待されます。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㉓・c
<コメント> 標準的な実施方法について取りまとめた各種マニュアルは、必要に応じて追加や見直しを実施されていることがうかがえました。 今後は、保育の標準的な実施方法について、少なくとも年に1回程度、定期的に見直しを実施するための仕組み作りが期待されます。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・㉓・c
<コメント> 指導計画は各クラスで作成し、園長と主任に提出し、確認されています。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・㉓・c
<コメント> 指導計画は各クラスで作成して、園長と主任に提出し、定期的に評価・見直しをされています。		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・㉞・c
<コメント> 日々の保育の実施状況の記録や保護者からの連絡などの情報は、パソコンのアプリで管理されています。子どもに関する、毎日の情報は朝礼で共有し、気になることなどは毎月の職員会議などで共有をされています。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㉞・c
<コメント> 個人情報の保護について、法人として「子どもに関する記録の管理規定」を策定され、記録の保存と管理方法、記録の開示・提供、記録の保存期間と破棄などを具体的に明文化されて、それに基づいて管理をされていることがうかがえました。保護者には「個人情報の取り扱いについて」に基づいて、園の個人情報の取り扱いの周知と協力に取り組まれています。 今後は、記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われることが期待されます。		

<内容評価基準>

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・b・c
<コメント> 全体の計画は、国の「保育所保育指針」を踏まえ、園の保育理念、保育方針に基づいて、年度末に主任が作成します。年度末には1年間の保育実践の成果と課題を振り返り、次年度に向けた見直しと改善をされています。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
<コメント> 園舎を建設する時は、園庭を森のイメージに見立て山やトンネルを作り、自然を意識されています。自然のままで遊ぶために、人工物の遊具はできるだけ置かないようにされています。天気が良い日は散歩に行き、散歩の場所はその日に適した場所となるように「園外活動時の安全マニュアル」に複数記載されています。施設は、事務所を玄関口に作ることで園長と保護者との交流の促進を意図されています。		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
<コメント> 各クラスごとに複数担任制を取ることで、職員同士のチームとして子どもの状態の把握と一人ひとりに合わせた対応ができるように努められています。気になることや職員全員が知るべきことは、その場での話し合いや職員会議などを通じて共通理解を深め、組織としてその子どもの状態に応じた保育を行うように努められています。園内研修では、保育の質の向上を目指すとともに職員間の困りごとの改善等も図られています。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
<コメント> 一人ひとりの子どもが基本的な生活習慣を身につけられるよう、園での様子や家庭での様子の把握に努められています。園で生活習慣を身につける取組を実施している際には、保護者にはパソコンのアプリを通じて伝えて家庭での取組に繋がるように努められていることがうかがえました。		

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 「心身ともに健全なる児童を育成し、生きる力を育む」を保育理念とし、「0歳から就学前までの子ども達の成長と発達を見据えた保育を提供し、次代を担う子ども達に遊びを通した豊かな体験の中で、心豊かにたくましく生きる力を育てていくことを目的にする。」と明記し取組まれています。子どもを尊重した保育に関する基本方針として、「子どもとの関わり方6カ条」を策定されています。職員会議で、主体性保育について未満児クラスと以上児クラスで話し合いをおこなったり、来年度について主体性保育をする上で園のやり方を見つけていくなど話し合われ、職員への理解を深めるように努められています。押入れの中におもちゃを入れて、毎日子どもに何の遊びをしたいのかを聞いて、出すようにしています。交通ルールが身につくように、交通指導員の方にモニターを使って学ぶようにされています。天気が良い日は散歩に行き、散歩の場所はその日に適した場所となるように「園外活動時の安全マニュアル」に11コースを策定し、担任がその日の状態を見て、その日に適した場所に行くようにされています。様々な表現活動の体験として、体操の先生がおり、その先生がダンス（ヒップホップ）を教えられています。		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 0歳児は幼いので、突然死症候群 うつぶせ寝とか、危険、安全、誤飲に気を付けてもらうようにしています。安全に気を付けてもらう、愛着関係を築くために、笑顔や優しさを意識し、普段から、直接の触れ合いや身体を触わったりするように心がけています。不適切な保育とならないように、優しく対応し、バウンサーで大きく揺らさない、足を引っ張らないなどに注意して取り組まれています。		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 3歳未満児は、イヤイヤ期や手を出すことが多いので、クラス間で安全に気を付けるように心がけています。「自分でしたい。」という気持ちが大きくなり、その時は自分でやってもらうように努めています。子ども自身がやりたい」と感じる気持ちを大事にして、安心して挑戦できる環境作りに努められています。友達と喧嘩をした時、手や噛みつきができることがあるので、安全に配慮されるように努められています。		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 3歳以上児のクラスはおしゃべりも上手になってくるので、会話とかやり取り、保育士の言い方の配慮が必要です。子どもを傷つけてしまわないような言い方などに気を付けています。普段は家庭で呼ばれている呼び方で呼ぶように、努められています。3歳児から体操教室、4歳児は畑作業があります。5歳児の保育に関して、友達と協力してやり遂げるといったことを意図的に図る体験活動として、発表会や運動会があります。		

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
<コメント> 障がいのある子どもの保育について、療育施設に通っている場合は、その施設の職員と情報共有を行い、適切な対応をするように努められています。担当の職員が外部研修に行き、必要な知識や情報を得るよう努められています。障がい児保育・発達支援「多様な子どもの発達支援～環境構成の工夫～」をテーマとする園内研修を実施されて職員の共通理解を深めるように努められています。		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
<コメント> 保護者からの連絡はパソコンのアプリを通じて、園に提出されます。保護者からの連絡は、各クラスでチェックするように取組まれています。9時までホールで異年齢の合同保育をされています。夕方16時から、0・1歳児、3～5歳児まで合同保育をされています。18時から延長保育になるので、園よりおやつを提供されています。子どもの状況について保育士間の引継ぎとして、ボードの活用と朝礼で情報の共有に努められています。		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉠・b・c
<コメント> 園の職員は小学校教員との連絡会を行い、情報共有に取り組まれています。子どもが、小学校以降の生活について見通しを持つことができる機会として、小学校見学に行き、年長児のクラスには一人ひとりの机を学校のように設置し、パック牛乳を提供され、10月頃からお昼寝もしないように取組まれています。		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㉠・b・c
<コメント> 子どもの健康管理に関するマニュアルとして「衛生管理マニュアル（保健と健康管理）」を策定されています。毎日検温を行い、その際に子どもの様子を見て異常や変化がないかを確認するように努められています。一人ひとりの毎日の健康状態は「健康観察票（視診表）」に、名前と体温、備考に何か気になることがあれば記載し、職員の周知に努められています。「乳幼児突然死症候群（SIDS）」について、0・1歳児は5分ごとに観察し、その都度パソコンのアプリの午睡チェックに入力されています。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・㉡・c
<コメント> 身体測定は毎月、内科検診、歯科検診は年に2回実施して、保護者などに報告されています。園で、2歳児後半から歯磨き指導、4・5歳からフッ素指導を実施されています。		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a・㉡・c
<コメント> アレルギーに対しては、入園の際に医師よりの「生活管理指導表」を提出してもらい、職員は情報共有を行い、適切な対応に努められています。給食の提供では、除去食にし、アレルギー食用の包丁とまな板、提供するお盆を色違いにして混同しないように工夫されています。提供する際には、アレルギー対応があっているのか、給食担当者、保育士で2重に確認するように取組まれていることがうかがえました。 今後は、アレルギー疾患、慢性疾患などの対応に関するマニュアルの策定と、研修などで職員への周知が期待されます。		

A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<コメント> 子どもが食について関心を深めるための取組として、菜園活動（じゃがいも・トマト・茄子・オクラの栽培）として、子ども達が植え付け、水やりと収穫の体験を得るように取組まれています。さらに、収穫した野菜は子どもが園のクッキングで使用されています。日々の献立はアプリを通じて保護者などへ提供されています。行事で、保護者が参加する給食の試食会を実施されています。		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<コメント> 子ども自身に主菜、副菜の食べたい量を確認して、職員が提供されるように努められています。行事食の提供や季節感のある献立となるように努められています。「衛生管理マニュアル（給食室）」を策定し、衛生管理に取り組まれています。 今後は、調理員・栄養士と保育士が参加する給食会議の開催や、子どもの食べる様子などを見に行く機会を設けるなど、食事の進み具合や食べ方、表情や感想、食事の雰囲気などを確認する機会をより一層増やされることが期待されます。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<コメント> 送迎の時に家庭での子どもの様子を聞き、園での様子を伝えるように努められています。スマートフォンの連絡用アプリを利用して、保護者との日常的な情報交換を行われ、保護者と子どもの成長を共有できるように、ドキュメンテーション形式で毎日写真を付けて連絡を実施、保育園生活の様子をブログで配信、さらに、保育参観、発表会、運動会、給食試食会、お見知り会、毎月誕生会に誕生日の月の保護者の招待などのイベントを実施されています。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<コメント> 保護者との信頼関係を築くように、毎日の子ども達の園での様子を、スマートフォンの連絡用アプリを使い、ドキュメンテーションで写真を付けて伝えたり、送迎の時に直接子どもの様子を伝えたりされていることがうかがえました。「保護者とのトラブル対応について」をテーマとする園内研修を実施され、保護者と保育園、そしてなにより子どもにとって最適・最善の解決策を取れるように努められています。		

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<コメント> 朝の来園時、健康観察の時、着替えている時など、子どもの心身の様子を把握するように努められていることがうかがえました。何か気がついたこと、気になることがあれば、園長・主任に報告し、園として対応されるようになっていきます。 今後は、虐待等権利侵害を発見した場合の実際の対応などについてのマニュアルの整備や、より一層職員の理解を促すために研修の実施などの取組の工夫が期待されます。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<コメント> 主任と副主任がフリーとして全クラスに入り、クラスでの困りごとなどの話し合いに参加することを通じて、保育所としての保育実践の振り返りに努められています。 今後は、法人が策定した自己評価チェックシートなど、保育士などの自己評価を定期的に行う仕組みを作り、保育士等の自己評価を保育所全体の保育活動の自己評価により一層繋げるための組織的な取組の工夫と改善が期待されます。		

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	4	4 1	0
内容評価基準（評価対象A）	1 2	8	0
合 計	1 6	4 9	0